

様式第 1 号－ 2 （第 6 条関係）

地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名	豊岡まちづくりウォーキング事業実行委員会
2 事業の名称	豊岡まちづくりウォーキング事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	豊岡地域内の関係団体が連携し、ウォーキング事業を実施することにより、健康づくりに関する意識の向上を目指すとともに、地域住民同士の交流を促進しながら、地域の魅力発見と、住みよい地域環境を目指す。	
4 事業内容	(1) 豊岡地区において、地域の魅力を発見できるようなウォーキングコースを決め、地域の見どころ情報などを加えたウォーキングマップを作成する。 (2) ウォーキング参加者は、地域の環境美化の担い手として、コース中のゴミを拾いながらウォーキングを行う。 (3) 保健師からの講話。 (4) 実施日時等 ① 1回目 ・ 実施日時 令和6年6月29日（土）9：00～ ・ 集合場所 豊岡地区センター ・ 参加予定人数 約40名（予定） ② 2回目 ・ 実施日時 令和6年9月28日（土）9：00～ ・ 集合場所 東部まちづくりセンター ・ 参加予定人数 約40名（予定） ※ 開催周知用チラシを作成し、豊岡地域内市民委員会を通して町内会への回覧等により周知する。	
5 事業期間	令和6年5月1日から令和7年1月31日まで	

収 支 予 算 書

事業の名称	豊岡まちづくりウォーキング事業
団体名	豊岡まちづくりウォーキング事業実行委員会

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	50,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合 計	50,000	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
消耗品費	34,200	34,200	コピー用紙 6,000 トナーカートリッジ 23,000 ラミネートフィルム 2,000 事務消耗品（筆記用具、ゴミ袋 等） 3,200
保険料	3,200	3,200	ボランティア行事保険料 40円×40人×2回＝1,600
食糧費	9,600	9,600	参加者お茶代 100円×40人×2回＝8,000 （地域環境美化を目的としたごみ拾いの担い手として） 実行委員会出席者 お茶代 100円×8人×2回＝1,600
使用料	3,000	3,000	会場使用料 3,000
合 計	50,000	50,000	

豊岡まちづくりウォーキング事業実行委員会名簿

(敬称略)

役員	氏 名	所 属 団 体 等
会長	瀧本 志信	豊岡まちづくり推進協議会委員 (豊岡地区社会福祉協議会)
副会長	石坂 彩奈	豊岡地域在住
会計	清野 眞理子	豊岡まちづくり推進協議会委員 (公募委員・新豊岡地域在住)
監査	逢坂 好高	豊岡まちづくり推進協議会委員 (豊岡地域包括支援センター)
	鈴木 崇吾	介護老人保健施設 フェニックス
	宮崎 拓也	介護老人保健施設 フェニックス
	松本 亜弓	豊岡地域包括支援センター(保健師)
	渋谷 真弓	新豊岡地区在住 地域活動コーディネーター

豊岡まちづくりウォーキング事業実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、「豊岡まちづくりウォーキング事業実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は会長宅に置く。

(目的)

第2条 委員会は、豊岡地域内の関係団体と連携し、地域住民等を対象に「豊岡まちづくりウォーキング事業」を実施することにより、健康づくりに関する意識の向上を目指すとともに、地域住民同士の交流を促進しながら、地域の魅力発見と、住みよい地域環境を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、事業を実施する。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 豊岡地域内で地域活動等をしている者
- (2) 豊岡地域内に居住、勤務又は事業活動等をしている者
- (3) 委員会が特別に認めた者

(役員)

第5条 委員会に会長、副会長、会計、監査の役員を置く。

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、委員会の会計事務を担当する。
- 4 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第8条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第9条 この会則に定めるもののほか、その他必要事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成30年6月7日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月1日から施行する。